

## 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表(参考様式)

[illegible]

※飼養又は保管に従事する職員について、勤務時間数を記入すること(小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで入力)。

※員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は週40時間とし、雇用形態に関わらず、週40時間勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」とすること。

※常勤換算方法は、非常勤職員の「週の勤務時間」をすべて足し、「常勤の職員が勤務すべき時間数」(週40時間)で割って算出すること(小数点以下切捨て)。

※勤務延時間数に算入する時間数は、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数(週40時間)を上限とする。

他の書類により、勤務形態、氏名及び勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって代替して差し支えない。

ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合にあつては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。